

## 浜松市地域防災計画の修正（案）について

### （１）内閣府通知に伴う修正

- ①避難準備情報、避難指示の名称について修正

### （２）静岡県地域防災計画の修正に伴う修正

- ①災害廃棄物処理に関する県の実施事項について追加

- ②広域応援の受け入れ（受援計画）について修正

### （３）市独自の修正

- ①「浜松市防災情報システム」について明記

- ②原子力災害に係る広域避難について明記

- ③被災者の健康支援を実施するマニュアルについて明記

- ④広域避難場所と緊急避難場所の指定について修正

- ⑤計画に基づき避難行動要支援者支援を実施することを明記

- ⑥市域外での被災地支援活動について明記

## 浜松市地域防災計画の構成

### 総則

#### 風水害等対策編

- 第1章 災害予防計画
- 第2章 災害応急対策計画
- 第3章 災害復旧計画

#### 地震・津波対策編

- 第1章 計画の作成に当たって
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 地震防災施設緊急整備計画
- 第4章 地震・津波警戒対策計画
- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 復旧・復興対策計画

#### 大規模事故対策編

- 第1章 計画の作成に当たって
- 第2章 道路事故対策計画
- 第3章 鉄道事故対策計画
- 第4章 海上事故対策計画
- 第5章 航空事故対策計画
- 第6章 大規模火災対策計画
- 第7章 危険物事故対策計画
- 第8章 不発弾等の発掘及び処理対策計画
- 第9章 大規模停電事故対策計画

#### 資料編

※ゴシック体部分は今回の修正（案）該当箇所

風水害等対策編

第1章 災害予防計画（災害発生の未然防止や平常時に行う対策を記載している）

第7節 無線通信施設整備計画（災害時の通信手段確保のための対策を記載している）

（修正の概要）市① 「浜松市防災情報システム」について明記（新旧対照表P8）

市災害対策本部の設置状況、被害情報、応急対策実施状況、支援要請等の災害関連情報を収集、共有するため、平成28年度から運用を開始した浜松市防災情報システムを活用する。

旧		新	
1 無線通信施設の現況		1 無線通信施設の現況	
無線の種類	業務の内容	無線の種類	業務の内容
(略)	(略)	(略)	(略)
静岡県防災行政無線	市災害対策本部と県との気象情報、災害情報の収集及び伝達に関する通信業務	静岡県防災行政無線	市災害対策本部と県との気象情報、災害情報の収集及び伝達に関する通信業務
ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)	市災害対策本部の設置状況、被害情報、応急対策実施状況、支援要請等を県、県内の市町、防災関係機関等に伝達	ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)	市災害対策本部の設置状況、被害情報、応急対策実施状況、支援要請等を県、県内の市町、防災関係機関等に伝達
		<b>（新設）<u>浜松市防災情報システム</u></b>	<b>（新設）<u>市災害対策本部の設置状況、被害情報、応急対策実施状況、支援要請等の災害関連情報を収集、共有するもの ※県のふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)と連携している</u></b>

第 11 節 住民の避難誘導體制（避難勧告等発令の判断・実施基準を記載している）

（修正の概要）国① 避難準備情報、避難指示の名称について修正（新旧対照表 P 8）

平成 28 年 8 月台風第 10 号による水害を受け、内閣府が避難準備情報を避難準備・高齢者等避難開始に、避難指示を避難指示（緊急）に名称変更したことを踏まえ、名称を修正する。

旧	新
<p>第 11 節 住民の避難誘導體制</p> <p>○市は、<u>避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、</u>住民の迅速かつ円滑な避難を支援する。また、勧告等の伝達文の内容を危険の切迫性に応じて工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>	<p>第 11 節 住民の避難誘導體制</p> <p>○市は、<u>避難準備・高齢者等避難開始の呼びかけ、避難勧告、避難指示（緊急）を行い、</u>住民の迅速かつ円滑な避難を支援する。また、勧告等の伝達文の内容を危険の切迫性に応じて工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</p>

第 2 章 災害応急計画（災害時の被害拡大を防止するための対策を記載している）

第 6 節 避難救出計画（災害時の避難等に必要な事項を記載している）

（修正の概要）市② 原子力災害に係る広域避難について明記（新旧対照表 P 17）

県が平成 28 年 3 月に「浜岡地域原子力災害広域避難計画」を策定したことを踏まえ、浜岡原子力発電所の原子力単独災害発生時の広域避難については、県の計画に基づき受け入れを行う。

旧	新
<p>8 広域避難・広域一時滞在 （略）</p> <p>○市は、災害による広域的な避難のため、県又は国等を通じ、市外の避難住民の一時的な受入要請があった場合は、県又は関係市町等と協議の上、避難住民の受入支援を行う。</p> <p>○富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を定めた「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に基づき、行うものとする。</p>	<p>8 広域避難・広域一時滞在 （略）</p> <p>○市は、災害による広域的な避難のため、県又は国等を通じ、市外の避難住民の一時的な受入要請があった場合は、県又は関係市町等と協議の上、避難住民の受入支援を行う。</p> <p>○富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を定めた「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に基づき、行うものとする。</p> <p><u>（新設）○中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子力災害に係る広域避難については、県が定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、行うものとする。</u></p>

第 13 節 健康支援計画（被災者の健康保持のための対策を記載している）

（修正の概要）市③ 被災者の健康支援を実施するマニュアルについて明記（新旧対照表 P18）

平成 27 年 12 月に「浜松市災害時健康支援活動マニュアル」を策定したことを踏まえ、被災住民、避難住民に対して、マニュアルに基づき健康支援活動を行う。

旧	新
<p>第 13 節 健康支援計画</p> <p>○ 災害により避難所が開設された場合に、被災者の健康保持のため、保健師等による<u>巡回健康相談等</u>を実施し、被災者の保護を図る。</p>	<p>第 13 節 健康支援計画</p> <p>○ 災害により避難所が開設された場合に、<u>「浜松市災害時健康支援活動マニュアル」に基づき避難者の健康管理を実施する等</u>、被災者の健康保持のため、保健師等による<u>健康支援</u>を実施する。</p>

第 16 節 廃棄物処理計画（災害時の廃棄物の収集・運搬等の内容を記載している）

（修正の概要）県① 災害廃棄物処理に関する県の実施事項について追加（新旧対照表 P 20）

県が災害廃棄物処理に関して平成 27 年 3 月に策定（平成 28 年 3 月改定）した「静岡県災害廃棄物処理計画」に基づき処理することを踏まえ、県が災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法について市町への周知等を行う。

旧		新	
4 市長の要請・実施と県の実施 (略)		4 市長の要請事項と県の実施事項 (略)	
市長の要請事項 (略)	県の実施事項	市長の要請事項 (略)	県の実施事項
	<p>① 市外の<sup>じんがい</sup>塵芥及びし尿の<u>処理場</u>の斡旋</p> <p>② 廃棄物運搬機材(市町又は廃棄物収集運搬許可業者等)の斡旋</p> <p>③ 死亡獣畜処理場の斡旋</p>		<p>① 市外の<u>処理施設</u>の斡旋</p> <p>② 廃棄物運搬機材(市町又は廃棄物収集運搬許可業者等)の斡旋</p> <p>③ 死亡獣畜処理場の斡旋 (新設)④<u>災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、関係団体等への協力要請、処理方法の市町への周知等</u></p>

地震・津波対策編

第2章 災害予防計画（災害発生の未然防止や平常時に行う対策を記載している）

第5節 地震災害予防対策の推進（耐震対策や避難計画等の内容を記載している）

（修正の概要）市④ 広域避難場所と緊急避難場所の指定について修正（新旧対照表P31）

広域避難場所は緊急避難場所「災害種別：地震による火災」として重複して位置づけられており、緊急避難場所に包含されるものであるため統一する。

旧		新	
9 危険予想地域における災害の予防 (略)		9 危険予想地域における災害の予防 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
災害予防措置	<p>(略)</p> <p>&lt;広域避難場所&gt;</p> <p>・ <u>大学、高校、公園、緑地、広場等のオープンスペースを利用し、地震後発生する延焼火災から生命の安全を確保するため、周辺地区の避難者を受入れる。また、救援・情報活動等の拠点として機能させる。</u></p> <p>&lt;緊急避難場所&gt;</p> <p>・ 小・中学校等の公共施設を利用して、災害種別に応じて、緊急的に身の安全を確保するための避難場所として設置する。場所により、情報伝達、応急救護の機能を持たせる。</p>	災害予防措置	<p>(略)</p> <p>&lt;緊急避難場所&gt;</p> <p>・ 小・中学校等の公共施設を利用して、災害種別に応じて、緊急的に身の安全を確保するための避難場所として設置する。場所により、情報伝達、応急救護の機能を持たせる。</p> <p>・ <u>また、大学、高校、公園、緑地、広場等のオープンスペースを利用し、地震後発生する延焼火災から生命の安全を確保するため、周辺地区の避難者を受入れる。また、救援・情報活動等の拠点として機能させる。</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)

第6節 災害時避難行動要支援者支援計画（避難行動要支援者への支援体制を記載している）

（修正の概要）市⑤ 計画に基づき避難行動要支援者支援を実施することを明記（新旧対照表P33）

災害時避難行動要支援者に対し、その障がい等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するため、平成26年3月に策定（平成28年3月改定）した「浜松市災害時避難行動要支援者支援計画」に基づき、体制の整備を図る。

旧		新	
<p>第6節 災害時避難行動要支援者支援計画</p> <p><u>○ 避難行動要支援者に対し、迅速かつ的確な支援体制を整備することを目的とする。</u></p> <p>1 避難行動要支援者支援体制の整備</p>		<p>第6節 災害時避難行動要支援者支援計画</p> <p><u>○ 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難と考えられる避難行動要支援者に対し、その障がい等の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制の整備を図る。</u></p> <p>1 避難行動要支援者支援体制の整備</p>	
<p>避難行動要支援者支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、<u>避難行動要支援者に対し情報の伝達や安否確認、緊急避難場所等における迅速かつ的確な対応の実施を目的とし、以下の避難支援等関係機関と協力して、同意者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。</u></li> <li>地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して同意者の支援に当たるため、日ごろから連携して災害時の協力体制の整備に努める。</li> </ul>	<p>避難行動要支援者支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、「<u>浜松市災害時避難行動要支援者支援計画</u>」に基づき、<u>以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</u></li> <li>※避難行動要支援者名簿の対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者（65歳以上の高齢者世帯又はひとり暮らし）</li> <li>要介護者（要介護3以上判定）</li> <li>身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級）</li> <li>知的障害者（療育手帳A判定）</li> <li>精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級）</li> <li>その他（生活環境等により特別に避難支援を必要とする状態）</li> </ul> </li> </ul>
(略)	(略)	(略)	(略)

人材の確保	・ 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の要配慮者の支援に必要なとなる人材の確保に努める。	人材の確保	・ 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の要配慮者の支援に必要なとなる人材の確保に努める。  <u>(新設)・市及び自主防災組織は、上記支援者となった者に対し、支援者自身の災害時における適切な行動を学習する機会を設けるとともに、避難行動支援に必要な情報等について積極的に提供するよう努める。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

第5章 災害応急対策計画（地震発生時の被害拡大を防止するための対策を記載している）

第10節 地域への救援活動（被災者への支援や応援の受け入れを記載している）

(修正の概要) 県② 広域応援の受け入れ（受援計画）について修正（新旧対照表P52）

県が平成28年3月に「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」を策定したことを踏まえ、南海トラフ地震発生時における広域応援については、県の計画に基づき受け入れを行うものとする。

旧	新
第10節 地域への救援活動 (略) ○ <u>東海地震</u> 発生時における広域応援の受け入れに係る地域への救援活動については、静岡県広域受援計画による。 (略)	第10節 地域への救援活動 (略) ○ <u>南海トラフ地震等</u> の発生時における広域応援の受け入れに係る地域への救援活動については、静岡県広域受援計画による。 (略)

(新設) 第 17 節 被災地支援活動

(修正の概要) 市⑥ 市域外での被災地支援活動について明記 (新旧対照表 P 58)

市域外において発生した大規模地震災害等に対して、被災自治体の支援を円滑かつ適切に実施するため、被災地支援対策本部を設置し、必要に応じて、先遣隊、現地支援本部等を設置する。

旧	新
	<p>(新設) 第 17 節 市域外被災地支援活動</p> <p>○ <u>市域外において発生した大規模地震災害等に対して、被災自治体に実施する支援活動について定める。</u></p> <p>1 被災地支援体制</p> <p>○ <u>被災地支援が決定した場合には被災地支援対策本部を設置し、被災地の情報収集や派遣職員の総合調整を行う。</u></p> <p>○ <u>被災地の情報収集等を行う先遣隊、現地支援本部及び本市へ避難した被災者の相談窓口として被災地・被災者支援センターを必要に応じて設置する。</u></p> <p>2 被災地支援対策本部会議</p> <p>○ <u>支援活動の重要事項を協議するため、必要に応じて被災地支援対策本部会議を開催する。</u></p> <p>○ <u>被災地支援対策本部会議は必要に応じて各局へ具体的な検討及び対策の指示をする。</u></p>